

助成対象世帯

- ①新婚世帯 申請時に婚姻後3年未満で夫婦の合計年齢が満80歳未満の世帯
- ②子育て世帯 高校生以下のお子さんを養育している世帯

対象となる賃貸住宅

民間アパートのほか、一戸建ての借家、町営住宅等の公的賃貸住宅も対象となります。ただし、2親等以内の近親者が所有する住宅の賃貸は対象になりません。

助成額

家賃の自己負担額(家賃月額－住宅手当)が25,000円を超えると、25,000円を超えた額を町が助成します。ただし、月額25,000円が助成上限です。
※共益費、駐車場使用料等は助成対象外です。

特例措置

助成対象世帯で次に該当する場合は、家賃の自己負担額が20,000円を超えると、20,000円を超えた額を助成します。ただし、月額25,000円が助成上限です。

- ①町外から転入した世帯(特例措置は12ヶ月間に限ります)
- ②高校生以下のお子さんを3人以上養育している世帯

助成期間

- ・申請日の属する月から助成対象世帯の要件を満たさなくなった日の属する月まで
(助成金の支払は、8月、12月、4月の年3回)

申請手続き

- 役場建設課で申請手続きをしてください。
(平日の8:30から17:15まで)

提出書類

必須書類

- ①補助金等交付申請書
- ②補助金等申請概要書
- ③住民票・戸籍簿状況調査兼町税・使用料等納入状況調査承諾書

必要に応じて提出するもの

新婚世帯で本籍地が秩父別町以外の場合、戸籍抄本または戸籍謄本
民間賃貸住宅の場合、賃貸借契約書 など

※民間賃貸住宅の場合、助成金支払時に家賃の領収書等が必要になります。



その他

- ・この事業は、2年間(令和3年度～令和4年度)の政策事業のため本年度で終了となる場合があります。
- ・町内就業者定住促進家賃助成事業との併給はできません。
- ・町税のほか町に支払う保険料、家賃、水道料等が未納の場合は、助成を受けられません。
- ・町外から転入した新婚世帯・子育て世帯で3年以上定住する意思があれば、引越し費用の助成も受けられます。